



# パート・アルバイトのみなさん 年金・医療保険が変わります！

※厚生労働省・日本年金機構が作成した「社会保険適用拡大ガイドブック」を基に作成

## STEP 1

### 以下の勤め先で...



## STEP 2

### 以下の全てにチェックが入った方は...

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が 20時間以上	<input type="checkbox"/> 月額賃金が 88,000円以上
<input type="checkbox"/> 2カ月を超える 雇用の見込みがある ※	<input type="checkbox"/> 学生ではない

※ 2022年9月30日まで：継続して1年間以上の雇用見込み  
2022年10月1日から：継続して2カ月を超える雇用見込み

# 厚生年金・健康保険への 加入の対象になります!!

※厚生年金・健康保険の加入の対象になるは、加入した後に何がかわるかを  
確認してください。保険について不明点がある時は会社に聞きましょう！

# 何が変わる？

## 保険料の払い方が変わります！



これまでは国民年金・国民健康保険料を口座振替や納付書を利用してコンビニ等で支払っていましたが、厚生年金保険料・健康保険料に変わると給料から天引きされるようになります。

## 保険料の半分は会社が負担します！

国民年金・国民健康保険に加入している場合、保険料は全額負担でした。厚生年金・健康保険に加入した場合は、保険料の半分は毎月の給料からの天引きとなり、残りの半分は会社が負担します。

国民年金・  
国民健康保険加入

本人  
19,800円/月

厚生年金・  
健康保険加入

会社  
12,500円/月  
本人  
12,500円/月

※金額は、年収106万円（月収8.8万円）の例です。

国民年金の場合、免除申請（全額免除、一部納付）が可能でしたが、**厚生年金の免除は、原則ありません！ご注意ください！**

# 何が変わる？

## 各種手当金の対象になります！

### ① 傷病手当金

病休期間中、給与の2/3相当を支給

厚生年金・健康保険に加入すると、業務外の事由による療養のため会社を休む時、働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができない期間（最長1年6カ月）、「傷病手当金」が支給されます。



### ② 出産手当金

産休期間中、給与の2/3相当を支給

厚生年金・健康保険に加入すると、被保険者が出産のため会社を休んで、報酬が受けられない時に、産前42日・産後56日までの間「出産手当金」が支給されます。



## 扶養基準を意識せずに働けます！

配偶者の扶養の範囲内（年収130万円以内）でお勤めの方は、今回の改正で**年収106万円（月額8.8万円）**から厚生年金への加入の対象になります！

保険料負担が新たに発生しますが、各種手当金などの対象となり、その分**保障も充実**します。



# 保険料負担額のシミュレーション

※金額は一例の概数です。お住まいの地域・年収額・加入先の保険等によって異なります。

## CASE 1

配偶者は留学生で、私はコンビニで週28時間働いています。  
私の保険料は、今回の制度でどう変わるのでしょうか？

改正前		改正後	
国民年金・国民健康保険		厚生年金・健康保険	
年間給与	120万円	年間給与	120万円
年金保険料	16,980円 (月額)	年金保険料	9,000円 (月額)
健康保険料	5,200円 (月額)	健康保険料	6,000円 (月額)

Aさん  
【在留資格】  
家族滞在



配偶者の扶養に入るため、年収130万円を  
超えないように就業調整をしています。私の保険料は、  
今回の改正でどう変わるのでしょうか？



Bさん  
【在留資格】  
日本人の配偶者

改正前		改正後	
配偶者の扶養		厚生年金・健康保険	
年間給与	120万円	年間給与	120万円
年金保険料	負担なし	年金保険料	9,000円 (月額)
健康保険料	負担なし	健康保険料	6,000円 (月額)

## CASE 2

## CASE 3

国民健康保険及び国民年金に加入していますが、  
学生なので国民年金の学生免除を受けています。私の  
保険料は、今回の制度でどう変わるのでしょうか？

学生は、今回の制度の対象外のため  
**変更なし**

Cさん  
【在留資格】  
留学生

